

桂川町農業委員会 第1回 総会

- 1 開催日時 平成29年4月10日（月） 午後3時30分～午後5時
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 16名

正議長	藤春 郁夫	5	中嶋 俊雄	11	野村 侃
副議長	原中 輝司	6	井上 巧	12	大塚 俊彦
1	神崎 百利	7	穂坂 和義	13	竹本 貞男
2	城丸 秀勝	8	藤川 直臣	14	伊藤 光作
3	林 英明	9	藤川 正喜		
4	矢野 輝実	10	芳中 博文		

- 4 欠席委員 0名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1) 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案 第2号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案 第3号 桂川町農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- (4) 議案 第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について
- (5) 議案 第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- (6) 報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (7) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 博
係長 藤木 秀臣
書記 堀之内 友寛

7 会議の概要

議 長	平成29年度第1回桂川町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は16名中16名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会 場	(異議なしの声)
議 長	それでは、7番穂坂和義委員、8番藤川直臣委員にお願いいたします。 なお、会議書記には、農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	【議案朗読をもって説明】
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。
林 委 員	すみません。すごく初歩的なことなんですけれども、右の79,868㎡というのは譲受人のことですか。
事 務 局	はい、そうです。
林 委 員	では、697㎡という数字はまだ入っていないわけですか。
事 務 局	まだ議決を受けておりませんので、入っておりません。
議 長	現在の耕作面積などの内容となっています。よろしいですか。
林 委 員	はい。
議 長	他に質問がなければ採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
会 場	(委員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第2号桂川町農用地利用計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案朗読をもって説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件

平成29年4月11日から平成32年4月10日 3年 賃貸借権

通年 田 水稻 11,742㎡ 6筆 貸手3 借手3

平成29年4月11日から平成34年4月10日 5年 賃貸借権

通年 田 水稻 12,147㎡ 13筆 貸手4 借手4

平成29年4月11日から平成35年4月10日 6年 賃貸借権

通年 田 水稻 2,665㎡ 5筆 貸手1 借手1

平成29年4月11日から平成39年4月10日 10年 賃貸借権

通年 田 水稻 7,154㎡ 6筆 貸手1 借手1

議長 ありがとうございます。これより質疑を行います。何かございますか。

林委員 同じようなことですが、4ページの借手の面積の、これで言うと2,291㎡は入るわけですか。再の場合は入らないで、新の場合は入らないということでしょうか。どちらでしょうか。

事務局 こちらは入っておりません。入れる前の現の農地を記載しております。

林委員 再の場合も入っていない。

事務局 はい。

林委員 新の場合も入っていないって事ですか。

事務局 はい。

原中委員 再の場合は入っているんじゃないんですか。

林委員 再の場合は1回抜いてからまた入れてるんですか。

事務局 申請書が現に耕作又は養畜の事業に供している農地ということですので。

原中委員 再は入っているってことでしょう。

竹本委員 再は入って、新は入ってないんでしょう。

議 長 ちょっとお待ちください。

事務局 今確認しましたところ、新しい利用権分も含めて数字を入れております。再も新もですね。

林委員 再は。

事務局 再も含めたところですね。
4ページの通し番号で9番を見ていただくと、入ったところで記載しています。

林委員 これは新だからですか。

議 長 これは入ったところでしています。

林委員 新も再もですか。先ほどの3条は入ってないわけですね。調べておいてください。

事務局 はい、すみません。次回まで調べて報告させていただきます。

議 長 あのですね、私からの提案なのですが、今後は入れずにします。委員会が通ってから初めて入るという事に今後していきたいと思います。この件については次回でも報告させていただきます。

林委員 よろしくお願ひします。

事務局 再の分は受け付けた時点では4月11日公告になりますので、4月10日まではこの方が耕作されてますので数字を含んでいる方が望ましいと思います。ただ新の場合は数字を含んでいるとおかしいと思います。

議 長 統一した方法でしないと、今みたいに質問が出た時にごちゃごちゃするとおかしいので。

事務局 うちも農地台帳を確認するんですけども、その際には再の数字も含んでおりますので、含んだところでの現在耕作面積ということで、お教えし

ておりますので、新は確認してみます。

議長　そこはもう一度確認していただきたいと思います。他に質問はありませんか。

なければ採決いたします。議案第2号桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会場　（委員挙手）

議長　ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして第3号議案、桂川町農用地利用集積計画、所有権移転についての議案に供します。今回3件の所有権移転の案件がございますが、うち1件は竹本委員との関係がございますので、分けて審議を行います。まずは、推進機構への所有権移転についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局　【議案朗読をもって説明】

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

よろしければ、次のページも一括して採決したいと思います。推進機構からの所有権移転についてですが、この件は竹本委員と関係がありますので、一旦退席をお願いします。

（竹本委員、退席）

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局　【議案朗読をもって説明】

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

林委員　今退席されましたが、これは何親等までが退席となるのでしょうか。たとえば退席された方の親とか、兄弟とか、どこまでが退席にかかるのでしょうか。

事務局　同居世帯の家族、若しくは2親等までというふうなことになるかと思

ます。

林委員 では、孫が同居していてもですか。

事務局 利害関係人となればですね。

林委員 それと、2親等なら退席となるんですね。

事務局 農地法のその他の規定にございまして、そちらの方を準用させていただきたいと思います。

林委員 わかりました。

議長 他に質疑はよろしいですか。それでは一括して所有権移転について採決いたします。議案第3号桂川町農用地利用集積計画所有権移転について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会場 (委員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
(竹本委員 着席)

議長 議案第4号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価案についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらは毎年農業委員会におきまして実施してまいりました法令事務につきまして、検証を行いますとともに、活動計画を策定して公表する事となっておりますので、議決を求めるものでございます。例年4月に目標及び達成にむけた点検と評価につきまして、点検評価案としまして桂川町公式ホームページに掲載をし、地域の農業者等からの意見等を含め、6月に決定としておりましたが、様式の変更に伴いまして地域の農業者等からの意見等は求めない事となっております。そのため今回の議決をもって決定とさせていただきます。

【点検と評価案について内容を説明】

議長 ありがとうございました。これより質疑に入りたいと思います。皆さんの方から何か質問があればお願いします。

林 委 員 4ページの遊休農地面積11.1ha、その下の解消実績が5.1haとありますが、残りは結局6haでいいということですか。

議 長 たぶんこれはですね、非農地にした面積の事だと思います。一筆調査に全部まわるじゃないですか。あれを含んだところの非農地にしたり雑種地にしたり、それで解消されたのが、それを含めて5.1haとなっております。今言われたように単純に6haぐらいが残っていると。

林 委 員 残っているということでもいいわけですね。

事 務 局 元々がですね、昨年報告していましたところ、16.2haございました。それから5.1ha減りまして11.1haとなっております。先ほど会長が言われましたように5.1haの中に非農地判定をした農地も含まれております。

林 委 員 16.2から5.1を引いて11.1ということですね。ということは、解消した分が11.1となっているわけですね。

事 務 局 いえ、5.1haです。

林 委 員 解消した残りが11.1ということですね。はい、わかりました。

議 長 あとはよろしいですか。なければ採決いたします。議案第4号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会 場 (委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第5号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【平成29年度の活動計画案について説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

伊藤委員 3番の新規参入の状況で、28年度新規参入者数で3経営体と書いてありますけれども、法人なのか個人なのか。

事務局 全員個人です。認定新規就農者の方です。

伊藤委員 法人ではなくて、個人なんですね。

事務局 今会長からご指摘があったんですが、9ページにあります上段の行の1番右端の認定農業者の下に、基本構想水準到達者1と書いてありますが、基本構想水準到達者といいますのは、認定農業者の基準といいますのが1経営体所得が510万円、2,000時間程度と町が指定しております。元々認定農業者ということであった者が規模縮小をせずに、そのままの状態でも現在も農業を行われているという方に対しては、基本水準到達者という扱いになりますので、認定農業者のOBの方になりますけれども1名ということで記載しております。

伊藤委員 1経営体で510万円は、年商ですか、年収ですか。

事務局 年間の所得です。

伊藤委員 年収ですね。

事務局 所得です。1経営体ですので2人以上ですね。夫婦とか家族を想定しているんですけども、1人で行う場合でしたら370万円が目標所得となります。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

会場 (委員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。続きまして報告事項第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案朗読をもって説明】**

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は

ございますか。

1番については、息子さんがハウスをたててイチゴをされるそうです。

神崎委員

私はメロンって聞いたんですけど。

議 長

イチゴが主で、両方ね。

よろしいですかね。それでは報告事項第1号を終わります。続きまして、その他事項について事務局よりお願いします。

1事 務 局

その他事項

- ・ 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集状況について
- ・ 農業委員会研修会について
- ・ 平成29年度の農事区長・水利組合長名簿について
- ・ 農業委員活動記録簿提出のお願い

議 長

次回農業委員会は、5月10日に水曜日に開催します。
以上をもちまして、桂川町農業委員会第1回総会を閉会します。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____